

東久留米駅西口昇降施設に関する有料広告掲載物取扱基準

(目 的)

第1 この基準は、東久留米市公共物等有料広告掲載取扱要綱（平成17年東久留米市訓令乙第1号。以下「要綱」という。）第12第1項の規定に基づき、市の構築物である東久留米駅西口昇降施設（以下「昇降施設」という。）に有料広告掲載物を掲載するにあたって、必要な事項を定めることを目的とする。

(有料広告掲載物の範囲)

第2 掲載できる有料広告掲載物は、要綱第3によるもののほか、「関東の駅百選」に選定された良質のデザイン及び市の構築物である昇降施設としての機能を阻害するものであってはならない。

(有料広告掲載物の掲載の位置と期間)

第3 有料広告掲載物の掲載の位置は、市が指定した別表1の昇降施設の壁面又は床面とする。

2 有料広告掲載物を掲載する期間は、広告ポスターは原則1月単位とし、最小期間は7日単位とすることができる。広告看板は原則6月単位とする。

3 長期の連続掲載を希望する場合は、市が認めた範囲内で、延長することができる。

(有料広告掲載物掲載希望者の募集)

第4 募集は、原則として市の広報紙等により公募するものとし、有料広告掲載物の掲載スペースに空きが生じたときは、当該年度分の有料広告掲載物掲載希望者を随時募集することができる。

(有料広告掲載物掲載の申し込み)

第5 有料広告掲載物掲載希望者は、要綱第8に規定する東久留米市広告掲載申込書（様式第1号）により、掲載日の1月前までに市長に申し込むものとする。延長を希望する場合についても同様の申し込みを行うものとする。

2 市長は、必要に応じて、申し込みの際に有料広告掲載物掲載希望者の業務内容等がわかる書類（会社概要書等）を求めるものとする。

3 有料広告掲載物の掲載方法については、壁面又は床面に損傷を与えないものとし、施設管理者の許可を得ること。

4 有料広告掲載物の掲載に際しては、反りや色落ちが生じない加工方法とすること。

(有料広告掲載物掲載の決定)

第6 市長は、第5の申し込みがあったときは、要綱第9に規定する東久留米市広告掲載審査委員会（以下「委員会」という。）による審査を経て要綱第3の基準に基づき、広告掲載の可否を決定し、その結果を要綱第9第8項に規定する広告掲載決定通知書（様式第2号）又は広告非掲載決定通知書（様式第3号）により有料広告掲載物掲載の申込者（以下「広告主」という。）に通知するものとする。

2 前項により、広告掲載の決定を受けた有料広告掲載物は、施設管理者の承認印を受けなければならない。

(広告掲載料の納付)

第7 第6により、広告掲載の決定を受けた広告主は、市が指定する方法及び期日までに別表2又は別表3に定める広告掲載料を納付しなければならない。

(広告主の責任)

第8 有料広告掲載物の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

- 2 広告主は、有料広告掲載物が掲載されている期間において、悪戯や盗難などにより有料広告掲載物が損傷及び破損並びに有料広告掲載物による第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任において適切に対処し、報告するものとする。

(有料広告掲載物に係る経費の負担及び有料広告掲載物原稿の提出)

第9 有料広告掲載物のデザイン案は、広告主の責任と負担で作成し、市が指定する方法及び期日までに提出するものとする。

(有料広告掲載物の掲載の取り消し)

第10 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、有料広告掲載物の掲載を取り消すことができる。

- 1 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。
- 2 要綱及び取扱基準に違反し、市長の指示に従わなかったとき。
- 3 有料広告掲載物に施設管理者の押印がないとき。
- 4 その他市長が特別の理由があると認めるとき。

(広告掲載料の還付)

第11 有料広告掲載物の掲載が決定した後、既に納付された広告掲載料は還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により有料広告の掲載が中止になったときは、広告掲載料の一部又は全額を還付(計算によりその額に1円未満の端数がある時は、これを切り捨てる。)する。

(原状回復の義務)

第12 広告主は、有料広告掲載物の掲載スペースの使用を開始した時は、有料広告掲載物設置届(様式第1号)を提出しなければならない。

- 2 広告主は、有料広告掲載物の掲載スペースの使用を終了した時、若しくは使用を廃止したとき又は、第10の規定により使用許可が取り消されたときは、直ちに、掲示した有料広告掲載物を撤去し、原状に回復した後、有料広告掲載物除却届(様式第2号)を提出し、施設管理者の確認を受けなければならない。

- 3 前項による原状回復を怠った場合は、市長が定める損害額を賠償しなければならない。

(その他)

第13 この基準に定めのない事項は、この基準に従って市長が定める。

付 則

この基準は、平成21年10月13日から施行する。

付 則

この基準は、平成25年1月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成28年9月30日から施行する。

付 則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成29年6月22日から施行する。

別表1

東久留米駅西口昇降施設有料広告掲載物掲載位置

番号	位 置	面 積
1	2階コンコース上部壁面	40.8 m ²
2	2階コンコース壁面	1.3 m ²
3	2階コンコース床面	76.5 m ²
4	階段側面・エスカレーター側	35.7 m ²
5	階段側面・広場側	30.2 m ²
6	階段蹴上部	32.1 m ²
7	シャッターボックス側面	6.9 m ²

別表2

東久留米駅西口昇降施設有料広告掲載物掲載料（ポスター）

（1か月当り）

番号	呼称・寸法	広告掲載料
1	サイズなし（m ² 当たり）	121,600 円
2	B0・（1,030mm×1,456mm）	192,000 円
3	B1・（728mm×1,030mm）	96,000 円
4	B2・（515mm×728mm）	48,000 円
5	2階コンコース床面（m ² 当たり）	33,300 円

（備 考）

- 1 各サイズの寸法に満たない場合は、上位のサイズの料金とする。
- 2 B2サイズ未満はB2料金とする。
- 3 1月未満で掲載する場合は、7日単位で別途計算するものとする。

別表 3

東久留米駅西口昇降施設有料広告掲載物掲載料（看板）

（6か月当り）

番号	呼称・寸法	広告掲載料
1	(1,300mm×1,900mm)	214,500 円
2	(1,050mm×1,050mm)	95,500 円

（備 考）

- 1 原則6か月以上の掲載とするが、6か月未満の掲載の場合は別途、算出するものとする。